

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	鈴木 教義
【住所又は本店所在地】	長野県須坂市旭ヶ丘 7 番地51
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成27年6月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 鈴木
証券コード	6785
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	鈴木 教義
住所又は本店所在地	長野県須坂市旭ヶ丘7番地51
事務上の連絡先及び担当者名	山崎 剛
電話番号	026-251-2600

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 10
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年5月29日
訂正箇所	株券等の売買の媒介者等の名称にかかる添付書類（非縦覧）が未提出のため 訂正報告書を発行します。なお、本文等記載内容についての訂正は発生して おりません。